

施行・制定または検討中の条例 2015年10月1日現在

	1	2
	千葉県	北海道
名称	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
公布	H18. 10. 20	H21. 3. 31
施行	H19. 7. 1 ※ただし一部規定は 同年1月1日より	H22. 4. 1 ※ただし一部規定は 公布日より
改正	H24. 3. 23	
実施主体	健康福祉部障害福祉課	保健福祉部障がい者保健福祉課
検討組織	障害者差別をなくす ための研究会	障害者が暮らしやすい 地域づくり委員会
条例検討に至る経緯 当事者側参画などの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年（2004年）の「第3次障害者計画」で 堂本知事が「全国に先駆けて差別禁止条例を検討する」と表明 ・平成16年（2004年）9月 障害福祉課が「差別に当たると思われる事例」のパブリックコメント募集 ・平成17年（2005年）1月 公募制で委員を募り、研究会を20回以上、タウンミーティングを30ヶ所以上開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年（2007年） DPI北海道ブロック会議がセミナー開催。超党派の道議会議員も参加 ・平成20年（2008年） フォーラム開催、道議会各会派が参加し、具体的に活動開始 ・平成22年（2010年）4月1日より上記「地域づくり委員会」が検討開始
障害者基本計画で条例制定に言及した記述あり	○	
施策・全体会議	推進会議	地域づくり推進本部 就労支援推進委員会
個別事案調整組織	調整委員会	地域づくり委員会（各圏域）

<p>相談員等の担当者</p>	<p>広域専門指導員16人 地域相談員600人</p>	<p>社会福祉課（申立て） 地域づくり推進員、地域づくり 委員会委員</p>
<p>差別の分野別の規定</p>	<p>「差別」定義：8分野 ①福祉サービスの提供 ②医療の提供 ③商品およびサービスの提供 ④労働および雇用 ⑤教育 ⑥建物等および公共交通機関 ⑦不動産の取引 ⑧情報の提供等 「虐待」の定義もあり</p>	<p>なし 基本理念として 保健、医療、福祉、労働、経 済、教育その他あらゆる分野に 総合的に取り組む。</p>
<p>虐待の禁止条文</p>	<p>第9条</p>	<p>第20条</p>
<p>その他</p>		

3	4	5
さいたま市	岩手県	熊本県
さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	障がいのある人もない人も共に学び生きる岩手県づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる熊本県づくり条例
H23. 3. 9	H22. 12. 16	H23. 7. 4
H23. 4. 1 ※ただし一部規定は平成24年4月1日より	H23. 7. 1	H24. 4. 1
保健福祉局福祉部障害福祉課	保健福祉部障がい保健福祉課	健康福祉部障がい者支援課
さいたま市障害者施策推進本部	障がい者への差別をなくすための岩手県条例の制定を進める会	障害者差別禁止条例をつくる会
<ul style="list-style-type: none"> ・市で「条例について話し合う100人委員会」、当事者や家族、市民の意見を集約 ・平成22年（2010年）3月30日～9月28日 「100人委員会」10回開催 ・平成22年（2010年）勉強会やタウンミーティング、市長との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年（2008年）「障がい者への差別をなくすための岩手県条例の制定を進める会」が集めた差別事例と請願を議会に提出 ・平成22年（2010年）9月10日～10月12日 パブリックコメント募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年（2009年）1月「障がい者に対する差別をなくすための条例制定に向けて」シンポジウム ・平成21年（2009年）7月 24 障害者団体により「つくる会」発足。全13回の勉強会・研修会を開催 ・事例集作成、講演会開催、条例案の研究を実施
	○	○
自立支援協議会	障害者施策推進協議会	
権利擁護委員会	地域調整会議	調整委員会

<p>福祉事務所 障害者生活支援センター</p>	<p>市町村社協 保健福祉環境センター 相談支援事業所 民生委員 人権擁護委員</p>	<p>広域専門相談員 地域相談員</p>
<p>8分野 障害者に関する事項を用いた日常生活等の妨害 教育 雇用および労働 保健福祉サービスの提供 建物・施設又は公共交通機関利用 情報の提供 意思表示 その他不平等な不利益の取扱い 虐待の5つの行為</p>	<p>なし 「不利益な取扱い」と「合理的な配慮」だけ規定 「虐待」の5つの行為</p>	<p>11分野 福祉サービス提供拒否 福祉施設利用の強制 医療 商品及びサービスの提供 労働者の募集・雇用 労働条件 教育 公共的建物及び交通機関の利用 不動産の取引 情報の提供 意思表示の確認</p>
<p>第2条、第16条から第21条</p>	<p>第8条</p>	<p>第10条</p>
<p>第2条（定義）の「（8）差別のA」では「障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること」とあり、「逐条解説」の【具体例】には <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対し、住んでいる地域から他の地域へ引越すように嫌がらせや圧力をかけること。 ・障害のある人が地域で生活することに正確な知識や理解に基づかずに一方的に反対する、又は反対するように地域住民を煽ること。 ・障害のある人に対し、自治会やPTAの役員をやめるように促したり退会を迫ったりすること。 </p>		

6	7	8
八王子市	長崎県	別府市
障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例
	H25. 5. 31	
H24. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1
福祉部生活福祉課		障害福祉課
自立支援協議会 条例検討部会	県議会 条例制定検討協議会	自立支援協議会 条例策定作業部会
<ul style="list-style-type: none"> ・「八王子障害者の条例考える会」を障害者団体で結成 ・「誰もが暮らしやすい八王子条例（案）」では、37条あったが、制定された条例は、22条になっている。 ・条例制定の議会請願が全会一致で採択 ・条例の名称も変わっている。両者の関係は不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県障害者差別禁止条例（仮称）制定推進協議会」を障害者団体が立ち上げた。 ・3カ月遅れて県議会が条例制定に取り組むことを決定した。 ・「推進協議会」の検討案を引き継ぐ形で県議会が動き制定に向かう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定を市長が公約に掲げた。 ・自立支援協議会とその作業部会で作成
	推進会議	
調整委員会	調整委員会	障害者差別等事案解決委員会

市および相談支援機関	広域専門相談員 地域相談員250名 (身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神保健福祉相談員等に委託)	市の相談窓口
8分野+その他 公共的施設・交通機関の利用 情報提供 商品およびサービスの提供 不動産取引 労働雇用 医療 教育 療育 その他	10分野 福祉サービス 医療 商品及びサービスの提供 労働及び雇用 教育 建築物の利用 交通機関の利用 不動産取引 情報の提供等 意思表示の受領	7分野 生活支援に関する合理的配慮 生活環境に関する合理的配慮 防災に関する合理的配慮 雇用及び就労に関する合理的配慮 保健及び医療に関する合理的配慮等 保育及び教育に関する合理的配慮等 芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮
なし	なし	第8条

9	10	11
沖縄県	鹿児島県	茨城県
沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例
H26. 4. 1	H26. 10. 1	H27. 4. 1
障害保健福祉課	保健福祉部障害福祉課	健康福祉部障害者支援課
平成24年11月29日 障害者県民会議会長より 知事あて意見書の提出	条例検討委員会	条例検討会議 茨城に障害のある人の権利条例 をつくる会
<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者県民会議」は各団体から聞き取った640の差別事例を基に議論を重ねた。条例案に対する意見を公募したところ、約1カ月で198件もの意見が寄せられた。障がいのある当事者や家族らの関心の高さが条例づくりを支え、条例づくりを通して当事者もリーダーとして育った。（高嶺豊・県民会議会長） ・障害者団体での条例制定の動きがそれより前にあった。施行されている条例と比較すると、理想を求めた条文になっていた。（その他の欄を参照） 		<ul style="list-style-type: none"> ・自民党議員会による議員提案
	○	
	自立支援協議会	
調整委員会	障害者差別解消支援協議会	

差別事例相談員・広域相談専門員	相談員	知事委託により特定相談を行う
1 2 分野 福祉サービスの提供 医療の提供 商品及びサービスの提供 雇用等（募集採用・労働条件） 教育 公共的建物 公共交通機関 不動産の取引 意思の表明の受領 情報提供	8 分野 福祉サービス 医療 商品の販売及び役務 労働及び雇用 教育 公共的施設及び交通機関の利用 不動産取引 情報の提供及び受領	なし
なし	なし	なし
「県民会議」による検討以前にあった障害者団体のいわゆる「つくる会」では独自の条例（案）を作成した。 個人的にユニークで印象に残っている条文が多いが、そのうちの3つを紹介する。 （平和に生きる権利） 第4条 何人も、武力による威嚇又は武力の行使を受けることなく平和に生きる権利を妨げられない。 （公衆用施設及びサービスの利用）第14条（の第3項） 3 何人も、正当な理由なく、障害のある人専用に使われたことを表示した駐車場所（以下「専用駐車場所」という。）に駐車し、又はこれを占有してはならない。 （自己実現への権利） 第20条 障害のある人は、社会に完全かつ効果的に参加し、自己決定を基礎とした自立的な生活を営むことを可能とするため、自立への積極的な意欲と力を生成させる機会を持つ権利を有する。		

12	13	14
京都府	富山県	奈良県
京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例
	H26. 12. 12	
H27. 4. 1	H. 28. 4. 1	H27. 10. 1
健康福祉部障害者支援課		健康福祉部障害福祉課
条例検討委員会		
・府の条例検討委員会	・自民党議員会による議員提案	
	調整委員会	障害者相談等調整委員会
		相談員（障害福祉課）

<p>個別相談員（身体・知的障害者相談員） 広域専門相談員</p>	<p>個別相談員（身体・知的障害者相談員） 広域専門相談員</p>	<p>委嘱による相談員</p>
<p>8分野 福祉サービスの提供 意に反した入所（？） 医療の提供 商品販売・サービスの提供 教育の提供 建物公共交通機関の利用 不動産の取引情報の提供及び受領</p>	<p>11分野 福祉サービス 医療 商品販売及びサービス 労働及び雇用 教育 建築物の利用 交通機関の利用 不動産取引情報の提供 意思表の受領 その他障害ある人の日常生活又は社会生活に関する分野</p>	<p>1. 不利益な取扱い（8分野） 福祉サービス 不動産取引 医療の提供 教育 労働及び雇用 商品の販売及び役務 公共的施設及び交通機関の利用 情報の提供及び受領 商品の販売・サービスの提供</p> <p>2. 合理的配慮の不提供</p>
<p>特定相談（第9条）で扱う</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

A	B	C
山梨県	仙台市	長野県
山梨県障害者幸住条例 (平成5年条例第30号) 平成26年6月改正検討開始	障害を理由とする差別の解消を 推進する条例(差別解消条例)	
改正検討委員会	障害い者背作推進協議会	障害のある人もない人も共に生 きる社会を目指す研究会
<p>第1章 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人とない人の共生社会の実現を目的、基本理念等に反映する。 ・国の法令等を参考に、障害者の定義などを見直す。 <p>第2章 障害者の福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な施策を絞って内容等を見直す。 ・「福祉のまちづくり」をここで規定※する。 <p>第3章 障害を理由とする差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の禁止について、分野ごとに具体的に規定する。 <p>第4章 障害者差別に関する相談・紛争防止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備について規定する。 ・紛争解決について規定する。 <p>(第5章 雑則) (第6章 罰則)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年「誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(条例の会仙台) ・2013年8月、市長選挙で候補者と条例づくり懇話会 ・当選した市長が差別解消法施行に合わせて「差別解消条例」づくりを表明 ・2014年6月、障害者施策推進協議会」に制定のあり方諮問 ・2年間で策定を目標とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年7月、研究会会立ち上げ ・2012年11月「報告書～共生社会の実現を目指して～」提出 ・条例の必要性を県が検討中
	(未調査)	(未調査)
障害者基本法・解消法の下位		

9分野 福祉サービスの提供 医療の提供 教育 商品の販売・サービスの提供 労働及び雇用の促進 教育の提供 建物・公共交通機関の利用 不動産の取引 情報の提供 意思表示の受領		
検討対象にしない		

D	E	F
愛知県	新潟市	神戸市
(障害者差別禁止条例)	障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ活かされる新潟市づくり条例（仮称）	(差別禁止条例)
		障害者施策推進協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・2008年8月、ADF（愛知障害フォーラム）結成』条例SDF案作成 ・約800件の事例集集 ・民主党も条例案作成 ・保守王国で少数党の民主党案 ・条例を要望しているが、実現にまだ至らず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年「（仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会報告書」、市長に提出 ・「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ活かされる新潟市づくり条例（仮称）」制定に向け、2013年6月より月1回条例検討会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年9月障害者施策推進協議会第二分科会で差別近禁止条例の必要性を確認し、検討中
(未調査)	(未調査)	(未調査)

G	H	I
横浜市	大阪府	奈良県
	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府人権尊重の社会づくり 条例（平成10年施行）はある 	
(未調査)	(未調査)	第3期障害者計画 条例制定も視野に入れた検討

横浜市後見的支援を要する障害者支援条例は、2002年7月から施行だが、全区で実施されていない。		